解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為に定めた解散事由の発生により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

北九州市小倉南区大字新道寺一四九番地の一

財団法人竜光会

代表清算人　深川　信教

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為に定めた解散事由の発生により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

北九州市小倉北区三萩野一丁目一二番二四号

財団法人片野会

代表清算人　久保田　勝

第三十七期決算公告

平成二十三年十月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
流動資産	四、一七七
固定資産	一、四三三
資産合計	五、六一〇
負債及び純資産の部	
流動負債	四、三七〇
固定負債	七二八
株主資本	五一一
資本金	三〇
資本剰余金	二三
利益剰余金	四六五
（利益準備金）	（七）
（その他利益剰余金）	（四五八）
（当期純利益）	（二三）
評価・換算差額等	△七
負債及び純資産合計	五、六一〇

平成二十四年四月二十七日

愛知県豊橋市立花町五七番地

サーラフィナンシャルサービス株式会社

代表取締役社長　岡部　修史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区中野一丁目五一番地、最後の住所旭川市東光六条九丁目二番一二号

被相続人　亡　廣田　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

旭川市四条通九丁目一七〇四番地の一二

相続財産管理人　弁護士　米田　和正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市気仙町字町一九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小嶋　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

岩手県盛岡市青山四丁目二二番一〇号

相続財産管理人　司法書士　村上　和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市旅篭町一丁目二四六番地、最後の住所山形市西原二丁目八番地の八

被相続人　亡　大瀧　久雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

事務所山形市相生町六番五六号古澤・内藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古澤　茂堂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市茂呂五七三番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　植野　武雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

栃木県宇都宮市鶴田三丁目一番一号

相続財産管理人　高木　光春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市阿久津町一五二一番地、最後の住所群馬県高崎市井野町一一四八番地一

被相続人　亡　今井　静男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

群馬県太田市中根町五八二番地一　リュミエールA―二〇四号

相続財産管理人　弁護士　平賀　真明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市宮の前二番地五、最後の住所神奈川県平塚市見附町一四番一七号

被相続人　亡　駒澤美佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

神奈川県小田原市栄町一丁目八番一号Y&Yビル五―B号室白川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白川　秀信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市田名二九四〇番地一、最後の住所神奈川県相模原市田名二九四〇番地一エクレール相模原四〇三号

被相続人　亡　甫立　勇一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

神奈川県相模原市中央区相模原三―八―二六サンライズビル四階弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所相模原支所

相続財産管理人　弁護士　志田なや子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野市篠ノ井西寺尾二八八七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮尾　憲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

事務所長野市大字中御所岡田町一六六番地一森ビル新館八〇一司法書士小林雅希事務所　相続財産管理人司法書士　小林　雅希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市青柳町四丁目三三番地、最後の住所岐阜県岐阜市北一色七丁目二〇番一岐阜老人ホーム　被相続人　亡　太田　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

事務所岐阜県岐阜市天神町一番地二

相続財産管理人　弁護士　廣瀬　英雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県養老郡養老町船附四八八番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　西脇　司郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

事務所岐阜県海津市南濃町奥条四七〇番地

一一　野瀬徳之司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　野瀬　徳之

第６期決算公告　平成24年４月27日

札幌市清田区清田一条一丁目二番一号

北海道コカ・コーラプロダクツ株式会社

代表取締役　菊池　仁志

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	634,956
	固定資産	232,167
	合計	867,124
負債及び純資産の部	流動負債	475,171
	固定負債	104,623
	株主資本	287,328
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	その他資本剰余金	50,000
	利益剰余金	187,328
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	174,828
	（うち当期純利益）	（78,901）
	合計	867,124